

酒税法の改正についての質問

「酒税法の改正は、誰のために、何の必要があってなされたのでしょうか。」と、ずっと悩んでいます。4月24日久留米税務署で、わかりやすく丁寧に指導いただきましたが納得できずに、その後、和のスピリッツ上座の露をつくりあげた朝倉のメンバーに相談しました。その結果、この質問状をつくり、そして販売を一時中止することとしました。

質問は、下記のとおりです。

記

1. 目的と施行すること・表示義務は、矛盾していませんか。

スピリッツに係る着色度規制についての法改正で、その趣旨は「当該規制が蒸留酒類の商品の多様化を図る上での制約となっていることの指摘があることから、これを見直し、スピリッツの商品の差別化や高付加価値化を促し、国内外の販売促進を図る。」となっています。

そしていままで販売してきたスピリッツ上座の露への税務署からの指導助言は、「主にお客様に見えるところのラベルに、31ポイントの『ウォッカ』と表示すること。」です。今まで販売してきたもののラベルに大きな字ではっきりわかるカタカナで「ウォッカ」と書かなくては、お酒、蒸留酒として販売できないように、酒税法が改正されました。

和紙のラベルに筆の書体と合わせて、大きなはっきりわかる「ウォッカ」が書かれて、このことで、商品の高付加価値化を実現できるのでしょうか？また、外国から訪れた方が、この変わった表示について、どう感じられるのでしょうか。日本の酒文化として、誇りを持って世界に説明できることなのか、疑問です。

2. 法は、市民のためのものでしょうか。

今回の表示義務は、市民のためになっているのでしょうか。アルコール度数の高いお酒の酒税は、同じ金額です。あわせて、商品価格も高くなっている傾向にあります。表示義務が、ウイスキー、ブランデーと見た目で見分けられないことが目的であれば、「ウォッカ」などとラベルに表示を義務付けるということは過剰であり、明らかにデザイン性を制限する制度だと思われます。

デザイン性を高めるということはお客様の満足度につながることであり造り手にとって最高のものを届けたいという想いです。だからそれを削ぐことは、価値を低めることだと感じています。「上座の露」は、今までウイスキーに間違われたことはありません。色付きの瓶で、和紙に筆文字でラベルをデザインしています。アルコールが40度もあるのに、「こんな日本酒、飲んだことがない。」との感想をいただいて、逆に驚いています。区別するには、表示だけでなく他の条件も色々あるはずですが。

3. 法は、平等

①今まで販売できたものを、準備期間なく違法とするのはいかがなものでしょうか。

理由が市民の健康を損なう毒が見つかったとか、緊急を要することではありません。これまでスピリッツとして販売できていたものが、表示義務が変わり、今のままでの販売を中止しなくてはならない状況となりました。これまで商品開発にかけた費用や資材がふいになっても何の救済もありません。

さらに、法改正及び施行までに表示についての詳しい情報が開示されておらず、準備期間もありませんでした。酒税法にのっとって、一度スピリッツとして許可を受けてラベルの届け出が済んでおり販売中の商品について、販売中止せざるを得ないほどの法改正、表示内容を、なぜもっと早く造り手側に教えていただけなかったのかが甚だ疑問であり、強い憤りを感じるひとりです。

②日本の蒸留酒の多様化を図るためであれば、蒸留酒全てに表示義務があることが、「法」日本のウイスキー、ブランデーそして、輸入酒類についても、同じ法の表示義務があって、法の下での平等があると考えます。樽貯蔵はウイスキーとブランデーの専売特許なのでしょうか。

世界ではラムの樽貯蔵は多く出回っており色の濃いダークラムもポピュラーであるなかで、日本での樽貯蔵のラムには31ポイント以上で「ラム」と表示しなければならないなど、世界の常識から見るとおかしいです。逆に考えると、ラムと誤認しないようにウイスキーとブランデーにも31ポイント以上で「ウイスキー」「ブランデー」と表示義務が必要でしょう。

4. 酒は、大切な文化の一つではないでしょうか。

世界から日本の酒、醸造酒・蒸留酒が注目され始めています。「国内外の販売促進を図る」とした法改正の趣旨が、その価値を上げるデザインの一つにならないし、さらに世界の酒文化から見ても、不思議なことではないでしょうか。

「酒は神様からの授かりもの」とする日本の食文化の大切な位置づけは、これでいいのでしょうか！

以上、酒税法の改正において「おかしい」と思うことを質問にまとめました。「敬天愛人」の考えを大切に
する西郷隆盛氏は、「人は第一の宝にして、己れその人に成るの心がけが肝要なり。」と話され、それがなぜ必要なのかを明確に説明することが大事だと言われたそうです。

これは、田舎の小さな酒屋の質問ですが、よろしく願いいたします。

また、和のスピリッツ「上座の露」の販売を中止していますので、できるだけ早くお答えをいただきますよう、重ねてお願いいたします。

福岡県朝倉市杷木志波27-3
株式会社 富田商店
代表取締役 富田栄一